

ICDAA国際刑事法廷トレーニング・ワークショップ

第二東京弁護士会会員 宮家 俊治 Miyake, Shunji

1 国際刑事弁護人協会 (ICDAA) とは

国際刑事弁護人協会 (International Criminal Defence Attorneys Association) (ICDAA) は、1997年に設立され、カナダ国ケベック州モントリオール市に本拠、オランダ及び米国に事務所を有する NPO で、国際刑事法廷において、市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) 及び国際刑事裁判所ローマ規程その他国際条約で認められてきた「法廷で充分、公平かつ精力的な弁護活動を受ける権利 (the right to a full, fair and vigorous defence at trial)」を実効化するための基盤を整備することを主たる目的とし、そのために、①国際法廷で活動する弁護人のためのトレーニング、リサーチ及び支援を行い、②主として国際刑事裁判所 (ICC) において、公平な訴訟手続、弁護手法及び弁護人の組織化という問題について弁護人の視点を提供し続けることにより、国際刑事法の発展に貢献し、③国際刑事司法における弁護人の立場を強化するべく、弁護人の職能団体、弁護士会及び研究者組織との連携を図り、国際的な交流の場を提供する活動を行っている。

2 国際刑事弁護士会 (ICB) との関係

国際刑事弁護士会 (International Criminal Bar) (ICB) は、2002年6月設立された国際刑事裁判所 (ICC) で活動する弁護人のための最初の団体であるが (ICC と ICB の詳細は鈴木雅子弁護士による第6回「海外法曹だより」(「自由と正義」2006年4月号掲載)を参照されたい。)、この ICDAA が ICB の設立には重要な役割を果たした。ICDAA と ICB は共同して (各地の大学や各種の弁護人団体とも共同して)、国際刑事法廷で活動する弁護人のためのトレーニングを、2003年7月ハーグ、2004年5月モントリオール、2005年9月モントリオール等で開催してきた。

3 トレーニング・ワークショップに参加して

筆者は、カナダ国ブリティッシュ・コロンビア州ヴィクトリア市内にあるロイヤル・ロード大学において、2006年10月20日から22日まで、ICDAA が ICB 及び全米刑事弁護人協会 (NACDL) と共同して開催したトレーニング・ワークショップに参加した。講師は、これまで国際刑事法廷で弁護人として活動してきたカナダ、米国及びイギリスの弁護士、被害者の代理人として活動してきたカナダの弁護士、元及び現役の検事並びに精神科医及び心理学者であり、受講生は、カナダの検事及び弁護士、米国の弁護士並びにエジプトの弁護士であり、筆者を含め総勢30名であった。

トレーニングのカリキュラムは、初日は、①ICCで進行中のルバンガ事件 (コンゴ民主共和国) の講話、②ローマ規程の各種犯罪の構成要件、管轄及びその許容性に関する条項の検討、③犯罪及び手続に関する規

則の検討、④検察及び弁護の活動において当事者主義と職権主義の相違から生ずる問題についてのパネルディスカッション、⑤倫理規程についての検討がなされ、2日目は、⑥コモンロー体系と大陸法体系の相違についての検討、⑦通訳人を介した訴訟活動についての検討、⑧国際刑事法廷における検察活動についての検討、⑨被害者の証人尋問、被害者を代理する活動及び心理学的視点についての検討、⑩ウガンダ、コンゴ民主共和国及びブスダンに関する事件の進行について ICC の現状の報告、⑪事案の分析及び弁護戦略の立案についての検討がなされ、この2日間で国際刑事法廷の全貌が概観され、かつ重要な論争が紹介された。最終日は、全受講生をアトランダムに5グループに分け、各グループに2名の講師を裁判官役として配置し、⑫被害者及び医学専門家に対する模擬証人尋問、⑬予審裁判部 (Pre-Trial Chamber) における管轄許容性についての模擬口頭弁論 (oral argument) が実施された。最終日の模擬法廷は、2週間前に各受講生宛に e-mail で送付された仮想事件 (仮想のコメラ国で民族対立に根ざす大規模紛争の下で、秘密警察組織の長が民間人である被害者 (女性) に対する強制失踪、収容所への拘禁、その中での虐待、拷問及び強姦に関与した容疑で告発されている事件) に関する文書 (ICB 作成名義の第1次改訂版である。)、すなわち、①その事実背景を説明する文書、②同国の地図、③国連事務総長の同国宛の文書、④国連安全保障理事会の6個の決議を記載した文書、⑤内戦終結後 ICC に提起された起訴状、⑥内戦終結直後に収容所から解放された被害者について国連職員が録取した供述調書2通 (解放直後と約1年経過後のもの)、⑦被害者解放後に診察した医師の供述調書、⑧被告人の供述調書、⑨その妻の供述調書、⑩ ICC 法廷における検察官の主尋問に対する被害者の証人尋問調書を教材とし、受講生はあらかじめ教材を読み込み、訴訟活動の準備をすることが要求された。これらの教材は、極めて実務的色彩の強いものであり、国際刑事法廷の実務を弁護人の視点から瞥見することが可能となるよう意図的に編纂されている。

4 東京でのセミナー

ICBは2007年5月19日 (午前10時から午後5時まで) 東京 (弁護士会館2階クレオ) で国際刑事セミナーを日弁連及びローエイシアと共同で実施することを予定している。このセミナーには、判事や書記局長など ICC の招聘も企画され、世界中の刑事問題に造詣の深い弁護士の参加が期待されている。その中で ICDAA の会員も講師として、あるいは関心を持つ刑事弁護人として参加する予定である。これに先立つ2月27日にはプレシンポジウムの開催 (弁護士会館17階) も予定されている。